

# 特別定額給付金に関するお知らせ

日本政府は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策として、日本国内の居住者に対して特別定額給付金を支給することを決定しました。

## ■ 給付金額

給付対象者1人につき10万円。

## ■ 申請資格

2020年4月27日の時点で、住民基本台帳に記録されている（市区町村に住民登録がされている）こと。日本国籍以外の外国人も対象とする。

## <注意>

1. 最近引っ越しをして、引っ越し前の市区町村に転出届を出したが、新しい住まいのある市区町村にまだ転入届を出していない場合は、4月27日までに転入手続きを済ませる。
2. 最近日本に入国したばかりで、まだ住民登録をしていない場合は、4月27日までに転入手続きを済ませる。

## ■ 申請方法

住民登録している住所に申請用紙が郵送される（家族と同居の場合は世帯主あてに）。申請書に振込先の銀行口座を記入して返送すると、後日口座に給付金が振り込まれる。

\*マイナンバーカードを持っている場合は、オンラインでの手続きも可能。

## ■ 申請期間

受付開始日：市区町村によって異なる。

\* 郵送される申請用紙に記載があるので確認すること。

申請期限：受付開始から3か月以内。

## 詐欺被害注意

給付金を狙った詐欺等がありえるため、不審な連絡などに十分注意する。